

平成24年3月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成24年3月29日（木曜日）午前9時30分から午後11時56分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

- 日程第 1（議案第12号） 相模原市立小中学校結核対策委員会規則について（教育環境部）
- 日程第 2（議案第13号） 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について（教育環境部）
- 日程第 3（議案第14号） 相模原市就学指導委員会規則について（学校教育部）
- 日程第 4（議案第15号） 相模原市教職員健康審査会規則について（学校教育部）
- 日程第 5（議案第16号） 相模原市教職員健康審査会委員の人事について（学校教育部）
- 日程第 6（議案第17号） 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について（教育局）
- 日程第 7（議案第18号） 教育財産の取得の申出について（教育環境部）
- 日程第 8（議案第19号） 教育財産の取得の申出について（教育環境部）
- 日程第 9（議案第20号） 工事計画の策定について（教育環境部）
- 日程第10（議案第21号） 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について（生涯学習部）
- 日程第11（議案第22号） 相模原市立図書館協議会委員の人事について（生涯学習部）
- 日程第12（議案第23号） 相模原市立公民館館長の人事について（生涯学習部）
- 日程第13（議案第24号） 相模原市スポーツ推進委員の人事について（生涯学習部）
- 日程第14（議案第25号） 平成24年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかわる諮問について（生涯学習部）
- 日程第15（議案第26号） 平成24年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付

に係る諮問について（生涯学習部）

4. 閉 会

○出席委員（4名）

委 員 長	溝 口 碩 矩
委員長職務代理者	小 林 政 美
教 育 長	岡 本 実
委 員	大 山 宜 秀

○欠席委員（1名）

委 員	齋 藤 文
-----	-------

○説明のために出席した者

教 育 局 長	村 上 博 由	教 育 環 境 部 長	浅 見 行 彦
学 校 教 育 部 長	小 泉 和 義	生 涯 学 習 部 長	白 井 誠 一
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	林 孝	教 育 総 務 室 担 当 課 長	細 谷 正 行
教 育 局 参 事 兼 総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長	鈴 木 康 仁	総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	大 塚 善 行
総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	久 保 孝 之	学 校 保 健 課 長	鈴 木 英 之
学 校 保 健 課 担 当 課 長	中 嶋 成 享	学 校 保 健 課 総 括 副 主 幹	遠 山 芳 雄
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	井 上 喜 一	学 校 施 設 課 担 当 課 長	下 村 敏 之
学 校 施 設 課 担 当 課 長	門 倉 豊	学 校 教 育 課 長	土 肥 正 高
学 校 教 育 課 担 当 課 長	米 澤 由 美 子	教 職 員 課 長	菊 地 原 宏 明
教 職 員 課 担 当 課 長	篠 原 秀 俊	生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	大 用 靖
生 涯 学 習 課 担 当 課 長	鈴 木 雅 文	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	柿 澤 光 明
文 化 財 保 護 課	齋 藤 正 史	生 涯 学 習 部 参 事 兼	八 木 博

総括副主幹

スポーツ課長

スポーツ課  
担当課長

菊地原 真

生涯学習部参事兼  
図書館長

小野 栄治

○事務局職員出席者

教育総務室主査

井上大輔

教育総務室主事

越田進之介

---

□開 会

◎溝口委員長 ただいまから相模原市教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は4名で、定足数に達しております。

なお、本日、斎藤委員より欠席の旨、届け出がありましたので、報告いたします。

本日の会議録署名委員に、大山委員と小林委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

---

□相模原市立小中学校結核対策委員会規則について

□相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程1、議案第12号、相模原市立小中学校結核対策委員会規則についてと、日程2、議案第13号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事については、関連がありますので、一括して提案説明を受け、審議した後に個別に採決を行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○浅見教育環境部長 議案第12号、相模原市立小中学校結核対策委員会規則について、及び、議案第13号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について、あわせてご説明申し上げます。

議案第12号につきましては、相模原市条例等整備方針の見直しにより、附属機関となりますことから、相模原市立小中学校結核対策委員会の設置に当たり、組織運営等について、所要の定めをいたしたく、提案するものでございます。

委員につきましては、医師会から推薦を受けた医師、小中学校の学校医、結核の専門的知識を有する医師、保健所長、小中学校の校長及び養護教諭でございます。

次に、第3条におきまして、委員会の会長及び副会長の選任など、次の第4条では委員

会の運営など、第5条は非公開について、第6条は委員会の招集、第7条以降では秘密の保持、庶務、委任についてでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第13号について、ご説明申し上げます。

委員会の設置により、委員12名を委嘱、または任命するものでございます。

金子氏、山崎氏、品川氏、原田氏は医師会からの推薦、大山氏、山口氏は学校医として医師会からの推薦、益田氏は結核に専門的知識を有する医師、小竹氏は保健所長、小川氏は小学校校長会より、曾田氏は中学校長会より、池畑氏は小学校学校保健養護研究部会より、白井氏は中学校学校保健養護研究部会より、推薦をいただいております。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。ご決定をよろしくお願い申し上げます。

◎溝口委員長 それでは、ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎大山委員 小中学校の結核対策の委員会ということで、今度、条例が改正されて組織替えということなのですが、その前の組織との関連というのはいかななものなのでございましょうか。

○鈴木学校保健課長 従前は、要綱に基づきまして設置された結核対策委員会につきましては、本市の小中学校における、結核の専門機関として活動いただいていたものでございます。

それで、今回、市の条例等整備方針に基づきまして、それぞれの附属機関に位置付けるもの、それと従来どおり要綱等に基づいて委員会を開催するもの、この仕分けを行いまして、今回、その見直しの中で、審査、あるいは諮問、調査を目的として設置されているか、こういう観点で見たときに、この結核対策委員会につきましては、それぞれ学校医が行っている判断を審査するということで附属機関に位置付けたものでございます。

◎溝口委員長 この委員の方々のうち、会長さん1名、副会長さん1名というふうに第3条に書いてございますが、どういう方が通常ですと会長さん、副会長さんになれるのでしょうか。

○鈴木学校保健課長 当然、委員の中の互選によって選任されますが、従来ですと、会長につきましては保健所長の方をお願いさせていただいております。

◎溝口委員長 副会長さんは。

○鈴木学校保健課長 副会長につきましては、校長会の方からご推薦いただいている小中学校の校長先生に従来はお願いしていると、こういう状況でございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、それでは、これより採決を行います。

議案第12号、相模原市立小中学校結核対策委員会規則についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第12号は可決されました。

続きまして、議案第13号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第13号は可決されました。

---

#### □相模原市就学指導委員会規則について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第14号、相模原市就学指導委員会規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第14号、相模原市就学指導委員会規則について、ご説明申し上げます。

就学指導委員会につきましては、附属機関の設置に関する条例の改正により、平成24年度より市の附属機関として位置付けられることとなりました。

それに伴いまして、これまで相模原市就学指導委員会設置要綱にて定めておりました事項について、相模原市就学指導委員会規則として、改めて制定するものでございます。このことにより、就学指導委員会の根拠や目的が変わるものではございませんが、運営方法など、若干の変更点がございますので、その詳細につきましては、学校教育課長からご説明申し上げます。

○土肥学校教育課長 それでは、続きまして、資料にてご説明させていただきます。恐れ入ります、資料1をご覧いただきたいと存じます。

資料1につきましては、就学指導委員会が要綱に基づく委員会から、条例・規則に基づ

く附属機関となることについての対比表でございます。上の段はこれまでの就学指導委員会設置要綱の内容で、下の段は附属機関移行後の条例・規則で定める内容となっております。また、下の段で、太枠の項目につきましては、条例により規定する事項で、それ以外は規則等で規定する事項でございます。条例で規定する事項につきましては、先月の定例会においてご承認をいただいておりますが、規則で定めるとした部分について、今回、ご審議いただきたいと存じます。

主な変更点といたしましては、委員の人数と構成、委員報酬額でございます。

委員の人数、構成につきましては、恐れ入ります、資料2をご覧ください。

医師、学識経験者、幼稚園・保育園関係者につきましては、変更はございません。

学校・教育関係者につきましては、小学校校長会代表を4名から2名に変更いたしました。このことにつきましては、今回の条例改正で委員数の見直しを図ったところ、年間6回の開催及び小学校と中学校の審議件数を勘案した結果、より効率的な審議ができる委員数として変更するものでございます。

また、市の関係機関の職員につきましては、委員ではなく、オブザーバーとして参加を依頼する予定でございます。これにより、委員の人数は24名から14名となります。

また、委員報酬額につきましては、第17号議案にて教育総務室から説明がございましたので、ここでは割愛させていただきます。

なお、従来得要綱では規定されておりました、就学指導委員会に向けての調査を担当する専門部会につきましては、規則の事項には当たらないため、今後、平成24年度第1回就学指導委員会に向けて、要綱にて整理してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これよりご質問等ございましたらお願いいたします。

資料1に、旧、新と書いてありまして、旧の方の「障害児就学指導委員会」というのが「就学指導委員会」に変わっております。それから、審議会等の設置目的の下線が施してあるところが変わっておりますが、これは発想の根拠みたいなものは何なのでしょうか。

◎米澤学校教育課担当課長 まず、名称の変更でございますが、これは昨年、一昨年、現在の平成24年に向けて変えたものではございませんで、時代のいろいろな流れによって、就学指導委員会の前の「障害児」という言葉を外すという方向の方がやはりふさわしいということで判断させていただきまして、こちらの名称に変えた経緯がございます。

○土肥学校教育課長 2つ目にご質問いただきました、審議会等の設置目的のこの表記の変更についてでございますが、これは審議会という、その審議会の設置目的に沿った表現に、全市的なそういった整理もございますので、設置目的に沿った表現に変更させていただいたということで、内容としましては、今までどおりの同様の目的であると私どもは認識しております。

◎溝口委員長 もう1つお願いしたいのですが、資料2に幼稚園関係というのがあって、そこに星が丘幼稚園長と、それで「幼稚園長代表」というふうに書いてございますが、下は「保育園代表」になっていますが、上は「長」という言葉がついていますが、これはどういうことなのか。

○米澤学校教育課担当課長 「幼稚園長代表」という言葉と「長」という言葉なのですが、「保育園長代表」という言葉でももちろん大丈夫かなと思いますので、こちらは今後、その「園長」という言葉を保育園の園長会と話し合いをさせていただいて、確認させていただいて、代表の前に「長」を入れるかどうかということも統一させていただくのか、確認させていただきたいと思います。

それで、実際、幼稚園の園長会の代表が、平成23年度は星が丘幼稚園でございましたので、ご推薦いただいております。

失礼いたしました。議案第14号の第2条(4)のところに「幼稚園及び保育園の園長」とございますので、園長代表ということで、ご確認させていただきます。先ほどは失礼いたしました。

◎溝口委員長 そうすると、保育園の方も「長」が入るということですか。

○米澤学校教育課担当課長 はい。入れさせていただきます。

◎大山委員 資料2の一番下の市関係の委員なのですが、今までは委員として加わっていたと。それで、新しい体制ですと、オブザーバー参加ということなのですが、従来と何か変わりがあるのでしょうか。

○土肥学校教育課長 委員構成から所属長を除外しまして、いわゆるオブザーバー参加に変更した点でございますけれども、本委員会は多数決を求めるといふ、そういう場面はございません。ですから、オブザーバー参加という形で出席を求める形になりましても、会の流れでありますとか、それから、意見反映の状況はこれまでと同様という形で認識しております。

◎大山委員 発言等はできるということですね。



○土肥学校教育課長 そのとおりでございます。

◎溝口委員長 「諮問に応じて調整審議」というふうになっておりますが、諮問する方は何人ぐらいいるのでしょうか。

○土肥学校教育課長 大変申し訳ございません、就学指導委員会に審議する件数ということでよろしいでしょうか。

◎溝口委員長 そうです。

○土肥学校教育課長 今年度3月末現在、実際に相談がありました件数というのは254件ほどございましたが、その中で、相談を経て、実際に就学指導委員会で審議に諮る件数といたしましては139件でございました。

◎溝口委員長 素人で誠に申し訳ないのですが、254件から139件に減るとということと、139件の結果はどんなふうになるのでしょうか。

○米澤学校教育課担当課長 まず、相談件数全体、保護者が就学相談を望むということが254件でございます。それが3月末現在です。その中で、その子どもが特別支援学校なのか、特別支援学級なのか、通常級なのかということのご判断をいろいろな委員さんに求めたいという保護者の方が139件になるということでございます。

それで、審議の件数の内容といたしましては、小学校のお子さんで、通常の学級に審議が決まりましたのが30件。それから、特別支援学級の知的障害の方が24件、自閉症・情緒が36件。そして、肢体不自由が4件。中学校の場合、特別支援学級と判断されたのが4件、それから、肢体不自由が1件。あとは特別支援学校と判断されたお子さんが、知的では9件、肢体では6件、視覚障害で1件。そして、訪問教育とって、各家庭で通学できないお子さんを特別支援学校が訪問で教育するのが1件。また、特別支援学校の中学校の場合、知的障害が19件、肢体不自由が2件、訪問が1件というような形になっておりまして、その判断を保護者に伝えて、その後で保護者が判断に納得された場合は、そちらの方に進学することになります。そのような結果でございます。

◎溝口委員長 保護者が納得しない場合も、もちろんあるのではないかと思いますので、その辺のところは具体的にどうなるのでしょうか。

○米澤学校教育課担当課長 もちろん、委員会での判断の後にお話が続くようなケースもございます。その場合には、判断をお話しさせていただいた後、何度か就学相談を受けますが、概ね3月初旬までにはご納得いただいて進学されております。

○土肥学校教育課長 先ほど、大山委員からご質問のございました、所属長はオブザーバー

参加という点について、前段、委員構成から外した部分についてご説明させていただいたところを、若干補足で説明させていただきたいと思います。

今回、附属機関の設置ということで、附属機関として位置付けられた審議会として位置付けられるこの過程の中で、市の中で、審議会においては市の職員が委員として参加しないという、そういった形になっておることから、今まで所属長にも委員として参加していただいていたものを外す形で整理させていただいたというところがございます。

他の審議会も同じような扱いになっていることを申し添えさせていただきます。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

◎小林委員 人数や構成が変わりましたがけれども、平成23年度までの会議の状況等も大体わかりました。しかしながら、この会議は非公開ということなのですが、こういう会議があるのですよということを保護者の方々はどうな状況で認識しているのか。これがまず1点。それから、それに対して、保護者の方々から要望とかが昨年度までにあったのかどうか。それから、昨年度までの組織で課題はなかったのかどうか。その3点について、お願いいたします。

○米澤学校教育課担当課長 まず、保護者の方への周知でございますが、来年就学するに当たっての年長のお子さんをお持ちの保護者を対象にした説明会が、4月15日号の広報に今回載せるようになっておりますが、5月・6月の時期に開催を予定しております。南方面ですと南保健センターですとか、また、中央方面ですとウェルネスさがみはらを会場として実施しております。その中で、ご質問を受けつつ、就学相談に関するお話をし、それから、それぞれの学びの場のことについても具体的にお話をさせていただいております。

ただ、その会場に来られない保護者の方もいらっしゃいますので、園長会を通じて、保育園、幼稚園など、様々なところにパンフレットを置いていただきまして、保護者の方がそのパンフレットをとり、電話受付ができるような形で周知しております。

それから、要望でございますけれども、保護者の方はやはり節目でございますので、その学校の様子ですとか、また、就学に関しての丁寧な対応を求められておりますので、その部分は就学相談員と一緒にいるところでございます。

実は、その要望の中では、いろいろなお母さんの悩みですとか、それから、一人ひとりのケースが様々でございますので、幅広い相談がございますので、その要望に関してきめ細やかな対応が、今後、課題として求められていると思います。ケースも増えておりますので、時間的な部分でどのくらい配慮できるかということとか、それから、保護者の要望

に対して、学校側と、それから、その保護者の気持ちと、教育委員会が間に入って、どこまできちんと就学相談ができるかということは受け止めていかななくてはいけないなということが課題だと思っております。

また、医療の部分では、発達障害の関係が最近増えておりまして、発達障害という診断が出ておりませんが、コミュニケーションの部分でなかなか難しいお子さんが幼稚園、保育園で増えておりますので、幼稚園、保育園との連携をとりながら、私どもも就学相談を進めてまいらなければいけないと、課題としてとらえております。

◎小林委員 多分、この就学指導委員会の会議というのは、文書に基づく協議の中でご判断なさっているのではないかと思うのですが、実際の子どもたちの様子は、子どもによっては実際に観察なり何かしないと、判断しにくい状況も出てくるのではないかと思うのです。そういう状況が出た場合に、どういう対応をなさっているのか。お願いします。

○米澤学校教育課担当課長 まず、就学相談を保護者が希望されましたら、本課には就学指導相談員が5名おりますので、その担当者がまずその保護者と連絡をとり合いまして、保育園ないし幼稚園、または在宅のお子さんもいますが、そちらに伺わせていただくことを承諾させていただいた上で観察させていただきます。そして、園の先生ですとか、関係者の方に、日常の様子についてお話を伺わせていただきます。

その後、保護者とも面談をさせていただいて、相談員がまず1つ資料をつくらせていただきます。それから、ケース会議とあって、その委員会の中で、学校教育課の中で指導主事を交えて相談し、次の段階のステップといたしましては、その審議をかけたという保護者の方たちがいつになるかによって、その前段でいろいろな資料を取り寄せます。その内容としましては、医学的な見地に基づく医学的意見書と申しまして、お医者様の診断書というか、その意見に基づくものが資料としてございます。

それから、当日、ウェルネスさがみはらを会場といたしまして、専門部員という先生たちが何名かいるところに来ていただき、観察、いわゆる集団の中でどんな形、全然違う場所でどういう状況になるのか、普段の幼稚園とは違った場所でどんな状況になるのかというのを観察していただき、それから、保護者とは別室で面談をするような形で、三段構えというか、そのような形で、いろいろな資料に基づいて審議していただいております。

ですから、現実の部分、普段の状態、そして、ちょっと違った状況、そして、また最後に専門的な見地も交えながら、今の段階ではご判断していただいております。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、それでは、これより採決を行います。

議案第14号、相模原市就学指導委員会規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第14号は可決されました。

---

### □相模原市教職員健康審査会規則について

#### □相模原市教職員健康審査会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程4、議案第15号、相模原市教職員健康審査会規則についてと、日程5、議案第16号、相模原市教職員健康審査会委員の人事については、関連がありますので、一括して提案説明を受け、審議した後に個別に採決を行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第15号、相模原市教職員健康審査会規則について、及び、議案第16号、相模原市教職員健康審査会委員の人事について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第15号でございますが、附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴い、教職員の復職や療養経過を審査する相模原市教職員健康審査会が、平成24年4月1日から市の附属機関に位置付けられるため、条例に基づき、組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を規則で定めるものでございます。

なお、当健康審査会につきましては、政令指定都市移行に伴う県からの移譲事務として、平成22年4月1日に本市に設置されたものでございます。

議案第15号についての説明は以上でございます。

次に、議案第16号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてでございますが、相模原市教職員健康審査会の設置に伴い、委員5名を委嘱することが必要なため、提案するものでございます。

委員の選出につきましては、精神科医、大石智医師、宮地伸吾医師の2名は、北里大学東病院、内科医の佐藤聡一郎医師、整形外科医の佐藤洋医師、婦人科医の安達英夫医師は相模原市医師会に推薦をお願いしたものでございます。

委員の任期は2年でございます。今回の5名は、現在の委員が全員再任する案となっております。

以上、相模原市教職員健康審査会規則、及び、委員の人事について、ご説明申し上げました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

関連事項でお願いしたいのですが、平成23年度の健康審査会に審査が出てきた人数は何人かということと、現場へ復帰した人数は何人かということをお願いしたい。平成23年度で結構です。

○篠原教職員課担当課長 平成23年度の最終的な数字がまだまとまってございませんが、2月末までの現在のもの、復職審査にかかったものが一般で2件、メンタル系で15件ございました。

あと、療養経過報告と申しまして、復職後の様子を報告する審査でございますが、そちらの方が一般で10件、メンタルの方で36件ございました。

復職した人数でございますが、復職審査の件数ということで、一般が2件とメンタルが15件ということになります。

◎溝口委員長 すみません、一般とメンタルというのはどこがどういうふうに違うのでしょうか。

○篠原教職員課担当課長 精神系の疾患の場合をメンタルと私たちは総称しております。それから、一般というのは、内科、外科、そういった診療科目にかかるものでございます。

◎溝口委員長 そうすると、トータルで10件と36件というお話がありましたが、46件中、2件と15件ですから17件が復帰したということですが、残りの方は継続みたいになるのですか。その辺のところをちょっと。詳しい人数はいいのですが、そういうふうな継続というのもあり得るのかどうかということです。

○篠原教職員課担当課長 療養経過報告というのは、一旦復職してから、例えば3カ月後、もしくは6カ月後に、現在の状況を審査会の方に報告させることを義務付けております。その報告によって、どういった対応をしていくかということ審査させていただいているわけでございますので、こちらの療養報告に上がってきているものは、皆さん、復職された方になっております。

◎溝口委員長 そうすると、年度末には全員が復職するのですか。そうではなくて、継続みたいなものはないのかということなのですか。つまり、年度内におさまらないで、次の年に、要するに1年間で治らなくて、次の年にいくというケースはないのですか。

○篠原教職員課担当課長 ございます。

◎溝口委員長 それはどのくらいあるのですか、割合として。

○篠原教職員課担当課長 休職者の数ということで申し上げますと、現在、41名が休職に入っているのですが、ただ、ずっと継続している数字というのはとっていません。

○菊地原教職員課長 ただいま年度末人事ということで、復職者の方の把握等も、復職した者については、それぞれ各学校で配置というところになっておるのですが、小学校、中学校においても、復職については非常にいい数字が出ておりまして、今言った数字の中で、継続については、小学校については現在のところは2名、中学校については1名という、そういう数字が出ております。計3名です。

◎溝口委員長 この数値、2名と1名ということですがけれども、減少傾向にあるのでしょうか、それとも増えているのでしょうか。

○菊地原教職員課長 これは、おかげさまで減少傾向にございます。

◎小林委員 この健康審査会の開催に関してですが、いわゆる復職の機会というのは、学校現場にとっては非常に重要な問題になってくるわけですが、神奈川県は、例えば月の第4木曜日とか第4金曜日とか、あるいは毎月15日だとか、その日が土日に当たれば翌日とか、開催日が設定されていますよね。今回、相模原市の場合は、審査会は毎月1回ということなのですが、そういう規定をなさらない理由が何かあるのですか。

○菊地原教職員課長 ご存じのとおり、神奈川県の場合、復職の方を月2回行っておりますが、政令市へ移行いたしまして設置という中で、相模原市が1回にした理由でございしますが、これは神奈川県全体の件数と相模原市の審査件数の差でございします。これについて、特に現場復帰についての支障は生じていないということで認識しております。

◎小林委員 もう1つ。毎月1回というのは、日は設定されていないのですか。

○篠原教職員課担当課長 原則、最終週の火曜日をお医者さんとの調整で決めております。

◎大山委員 教職員の健康審査での復職率と、それから、市役所の一般職の、多分こういった健康審査会というのがあると思うのですけれども、その比較した数字というのはございますでしょうか。

○林教育総務室長 今、数字は持っていないのですけれども、審査会というのは教職員のみでありまして、教職員以外の職員は職員厚生課の職場復帰システムの中で行われているところなんです。

◎大山委員 もし機会がございましたら、ぜひ数字をお教えいただきたいと思います。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、それでは、これより採決を行います。

議案第15号、相模原市教職員健康審査会規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決されました。

続いて、議案第16号、相模原市教職員健康審査会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

---

□相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 次に、日程6、議案第17号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○林教育総務室長 議案第17号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴い設置する就学指導委員会の委員の報酬額の設定及び相模原市公契約条例の施行に伴う日直代行員の報酬額の改定、その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

まずはじめに、就学指導委員会の委員の報酬額の設定についてでございます。

このたび、附属機関の設置に関する条例が改正され、就学指導委員会が教育委員会の所管する附属機関として条例に位置付けられました。

あわせて、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例も改正され、就学指導委員会の委員の報酬額については、日額報酬の限度額である3万2,000円を超えない範囲内で任命権者が定めることとされました。

この条例改正を受け、本規則に就学指導委員会の委員の報酬額を設定するものでございます。

お手数ですが、議案第17号関係資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第3条、報酬の額についてでございますが、第3条中第1項を第2項といたしまして、新たに同条に第1項を加え、就学指導委員会委員の報酬額を設定するもので、就学指導委員会の委員の受ける報酬額は日額1万9,000円とし、主治医意見書の読み込みを行うものとして、相模原市教育委員会が特に指定した委員、つまり医師のことでございますが、日額3万円とするものでございます。

続きまして、日直代行員の報酬額の改定についてでございます。お手数ですが、議案第17号関係資料の3ページをご覧いただきたいと存じます。

相模原市公契約条例の施行に伴い、労働報酬の下限の額が定められるため、報酬額を1回の勤務につき、6,270円から6,640円に、また、年末年始の場合は9,100円から9,630円に改定するものでございます。

なお、本規則の施行期日につきましては、平成24年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

日直代行員の1日の勤務に対する報酬を6,270円から6,640円に上げるということでございますけれども、これはどういう根拠なのか。

○林教育総務室長 相模原市の公契約条例が12月議会で可決されました。日直代行員の報酬は、1時間当たり、最低賃金法の836円をもとに計算されておりました。それが、1,000万円以上の業務委託については、この公契約条例で下限額というのを定めることになりまして、それは生活保護の金額をもとに算定して、885円となりました。その金額の上昇が反映された結果、この金額になりました。

◎小林委員 日直代行員さんの仕事の概要をちょっとご説明をお願いしますか。

○林教育総務室長 日直代行員の業務ですが、主に小学校においては、動物とか植物の管理を土日とか休日等をお願いしています。それから、学校開放のときのかぎの管理、受け渡しなどをいただいているというようなことです。また、お休みの日に電話等が入った場合の受け答えとか、校舎内の見回りとか、そういうこともやっております。

◎溝口委員長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。



(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第17号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第17号は可決されました。

---

### □教育財産の取得の申出について

◎溝口委員長 次に、日程7、議案第18号、教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○浅見教育環境部長 議案第18号、教育財産の取得の申出につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、教育財産の取得について相模原市長に申し出をいたしたく、提案させていただきまして、ご説明申し上げます。

取得財産の名称でございますが、市立相武台小学校給食室で、所在地は南区相武台団地2丁目に鉄骨造2階建ての延床面積約516㎡の給食室を新築するもので、平成24年6月から平成25年2月までを予定しており、事業予算額は3億5,850万円でございます。

引き続きまして、2ページでございますが、配置図、3ページは平面図でございますので、参照いただきたいと思います。

以上、議案第18号について、説明を申し上げます。決定をよろしくお願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎大山委員 給食室については、1つはセンター化という方向があるように伺っております。

この小学校で附属する給食室を新築するというのは、何かその方針等があるのでしょうか。

○鈴木学校保健課長 本市のそれぞれの小学校の給食につきましては、従来、旧市におきましては、それぞれセンターから単独校化を図っていきたくと。それから、合併前の津久井、

城山におきましては、センター方式で給食を提供させていただきました。

それで、今、お話のセンター化というのは、上溝学校給食センターのことが念頭にあるのかと存じますが、上溝につきましては、今、清新にございます清新学校給食センターが老朽化したため、建て替えを予定しているものでございまして、決してセンター化を図っているというわけではございません。

◎小林委員 小学校の給食室の設置状況と単独化の考えということはありませんけれども、もしわかれば、時系列で、これからの基本的な考え方を教えていただければと思います。

○鈴木学校保健課長 現状について、ちょっとお話を申し上げさせていただきたいと存じます。

まず、小学校につきましては、全体で72校ございます。それで、平成23年度に、大沼小と鶴園小について、それぞれ給食室を設置してございますので、市全体で申し上げますと、単独校が平成24年度の時点で53校、学校給食センターから配送させてもらっている学校が、それぞれ、清新から4校、津久井で7校、城山で4校、相模湖で3校、センター校は合計18校になります。それから、藤野につきましては、藤野小でつくりました給食を藤野北小に配送する、親子方式と言われる方式で、これが1校ございまして、センター18校、単独校53校、親子が1校、合わせまして72校でございます。

それで、今、もう1点お話しいただきました将来的な時系列でというお話でございますが、相武台小学校につきましては、54校目の単独校の給食調理室となります。ご承知のとおり、相模原市では新総合計画に基づきまして、それぞれ前期、中期、恐らく後期という、こういう実施計画に基づいて事業を運営していく予定でございますが、前期の中では、平成23年度、平成24年度、平成25年度、この3年間の中で3校ということでございます。現在、国庫補助負担金を活用いたしまして、鶴園小・大沼小をつくりましたので、前期実施計画の中で予定されたものは終了しました。

そのほか、上溝学校給食センターについては、建て替えというか、清新の建て替えということをご予定しておりますが、その先の単独校をどうするのかということにつきましては、中期以降の実施計画の中で少し議論させていただきたいと存じます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第18号、教育財産の取得の申出についてを原案どおり決するにご異議ございませ

んでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第18号は可決されました。

---

#### □教育財産の取得の申出について

◎溝口委員長 次に、日程8、議案第19号、教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○浅見教育環境部長 引き続きまして、議案第19号、教育財産の取得の申出について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、教育財産の取得について相模原市長に申し出をいたしたく、提案をさせていただきます。

取得財産の名称は、市立弥栄中学校武道場で、中央区弥栄3丁目に昭和61年度につくられたもので、延べ面積81㎡のものであり、傷みがひどく、雨漏れもあり、床面積も不十分であるため、鉄骨造、平屋建て、延べ面積265㎡の武道場にするもので、工期は平成24年7月から12月までを考えております。事業予算額は、5,700万円でございます。

次ページは、平面図及び位置図でございますので、参照いただきたいと思います。

以上、議案第19号について、説明を申し上げます。決定をよろしく願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 先日、相模丘中学校へ研究発表会に行きました。そのときに、全体会の協議会場として「柔道場」という名称でありました。非常に新しい建物で、そこで研究会をやったわけですが、今日見ると、「武道場」という表現になっているのです。相模丘中学校は、確認したのですが、「柔道場」という名前なのです。

平成24年度から武道が必修化されるわけですが、全部が武道場を持っているわけではないかと思うのです。そういう場合には、やはり体育館か何かを工夫して使うのかどうか。その辺について、ご説明いただければと思います。

○井上学校施設課長 今、委員さんのお話の中で、相模丘中学校につきましては、平成22年度に建設させていただきました。基本的には「武道場」という言い方で私どもは設置させていただいています。学校の中で、そういう呼び方なのかなと思っています。

具体的に申し上げますと、委員が中に入られたときには、畳が敷かれていたと思います。

◎小林委員 畳は敷いていなかったです。

○井上学校施設課長 ありませんでしたか。

◎小林委員 床でした。

○井上学校施設課長 そうですか。実は剣道も柔道もできるようなしつらえになってございまして、フローリングが張ってありまして、その上に畳を敷いているという。128畳ぐらい敷いているのです。要するに、柔道も剣道もできるようなしつらえになっているということで、私どもは「武道場」という考えにしております。まず、それが1点と。

あと、全体のお話の中でございましたが、市内の中学校は37校ございまして、そのうち、31校が武道場がある学校でございます。それで、6校につきましては、武道場が未設置になってございます。こちらにつきましては、既存の屋内運動場、体育館ですが、それを使用させていただくようにしていただいて、武道を、柔道なり剣道なりをやっていただくというふうに考えてございます。それは学校でも調整済みでございます。

もともと武道場をしつらえる敷地が今の6校につきましてはございませんので、端的に申し上げますと、その学校の規模等、改築等々をあわせまして、その中で、今後、武道場等を整備していくのかなという考えでございます。

◎小林委員 武道場と体育館というのは、何か構造が違うのですか。普通の体育館でも、畳を敷けば柔道ができるのかなと考えていたのですが。要するに武道場と体育館というのは、構造的に床か何かが違うのかどうか。

○井上学校施設課長 既存の体育館は大体930㎡ぐらい、中学校はあるのですが、行ったときにラインを見ていただくと、剣道で言うと十字のマークができていまして、基本的には剣道ですと11メートル、11メートルということでしつらえができています。

昔は床が鋼製組みではなくて、木造で組み上げていたのですが、現在は鋼製を下地に組んでございますので、基本的には既存の体育館も、屋内運動場も、武道場も同等の構造というお考えでよろしいかなと思っています。

◎溝口委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第19号、教育財産の取得の申出についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

---

### □工事計画の策定について

◎溝口委員長 次に、日程9、議案第20号、工事計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○浅見教育環境部長 引き続き、議案第20号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第7号の規定により、校舎、その他の施設整備の工事計画を策定いたしたく、提案させていただくものでございます。

平成24年度予定は、麻溝小学校、相原小学校、相武台小学校、大島小学校、中野小学校及び大野台中学校の6校でございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

内訳といたしまして、麻溝小学校につきましてはB棟でございます、事業予算額は2億7,380万円でございます。内容は、6校において、屋上防水、外壁塗装、内部の改修、電気設備及び給排水衛生設備工事となっております、いずれも平成24年5月より10月を予定しております。

3ページの相原小学校につきましては、C棟でございます、事業予算額は1億9,550万円でございます。内容は、麻溝小学校と同じでございます。

引き続きまして、4ページの相武台小学校につきましては、F棟でございます、予算額は4億1,180万円でございます。内容は、麻溝小学校と同じでございますが、あわせて昇降機棟の増築を行うものでございます。

次ページの大島小学校につきましては、A-1棟でございます、予算額は4億6,120万円でございます。内容は、相武台小学校と同じに、あわせて昇降機棟の増築を行うものでございます。

6ページの中野小につきましては、B棟でございます、予算額は2億580万円でございます。内容は、麻溝小と同じでございます。

7 ページの大野台中学校につきましては、B 棟でございまして、予算額は 2 億 9, 7 8 0 万円でございます。内容は、相武台小学校、大島小学校と同じく、あわせて昇降機棟の増築を行うものでございます。

以上、議案第 2 0 号について、説明申し上げました。決定をよろしくお願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎大山委員 今、このリストに挙げられています学校に関しては、建築の日というのはかなり古いものでございましょうか。

それから、もう 1 つは、工事の概要を見ますと、屋上の防水等、これは何年に 1 回ぐらいたるような工事なのでございましょうか。

○井上学校施設課長 校舎の改造工事につきましては、基本的には 3 0 年を経過した建物を対象としています。それで、私どもの方で見に行きまして、現地調査をかけます。その中で、老朽といたしますか、劣化度を確認させていただいて、優先順位をつけて、予算の範囲内というふうにご考えてございます。

それで、ご承知だと思いますが、平成 2 3 年度から平成 2 5 年度につきましては、新相模原市総合計画の前期実施計画の中で 6 棟を進めていくというような形で方向が示されてございますので、それにそってやっているところでございます。

今回の 6 棟につきましては、一番古いのが相武台小学校の昭和 4 7 年建築でございますので、築 3 9 年でございます。それと、麻溝小学校が昭和 5 1 年の建築でございますので、築 3 5 年ということでございます。残りの 4 校につきましては、昭和 5 0 年でございますので、3 6 年築でございます。

先ほどのお話がありました、屋上の防水でございますけれども、基本的には 3 0 年で、私どもの市はリニューアルというか、改修をかけていますけれども、防水の保証で言うと、普通の一般的な契約上、ほかの工事なんかの場合ですと、1 0 年ぐらいの目安だと思います。

ただ、私どもの投資的経費というか、建設ものだけではなくて、管理もの、学校管理費というものを持ってございますので、学校といろいろ連携して、いろいろ要望等をいただきながら、雨漏り等々が発生した場合については対応させていただいているという状況でございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

昇降機が予定されているところと、そうでないところがあるようですけれども、今回の6校のうち、相模原市としては学校に昇降機をつけるという方針なのでしょうか。それとも、昇降機は要らない、必要に応じてというふうな考えなのでしょうか。

○井上学校施設課長 教育委員会の中でも、このエレベータについては議論されたと認識してございます。神奈川県にはみんなのバリアフリー街づくり条例がございますので、基本的には新築、改築に当たるとは思われますが、改修の中でも、私どももバリアフリー化を念頭に置きまして、つけていく考えでございます。基本的には校舎の改造工事に合わせてやっていくつもりでございます。

ただ、敷地の状況によって、あと校舎の配置等々によりまして、今回、設置していないところもございます。そういう状況の中で、設置ができないと。例えば田名中などでは、今回、ほかには入れているのですけれども、田名中はないのです。それにつきましては、学校はもう全部終わっていますので、その中で、学校と調整させていただいて、今回、ここには入ってございませんが、田名中もエレベータを入れるような考えでございます。基本的には大規模に合わせてできない場合は、単独でもやっていくという方針を考えてございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第20号、工事計画の策定についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

○林教育総務室長 先ほどの大山委員のご質問、議案第15号、第16号の教職員以外の職場復帰関係のご質問に、今、お答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、健康審査会は教職員以外の職員にはないわけで、今、職場復帰支援システムというものが、平成23年4月から新しい制度になっておりまして、そこは職員厚生課と、主治医とか産業医とかメンタルヘルス相談員、臨床心理士とか保健師が加わった中で職場復帰のシステムを行っています。

その中で、どのぐらいの職場復帰システムの対象者がいたかと申しますと、41人の対

象者がおりました。そのうち、メンタル関係の方が25人で、61%を占めております。そして、復帰した人数は、両方合わせて20人で、メンタル関係の方が11人でした。これが市の教職員以外の職員の全体です。

そのうち、教育局に関する部分で申しますと、全員メンタル系なのですけれども、4人が復帰システムの対象者で、復帰した者が3人です。それ以前のシステム対象というのがあるのですけれども、それは2人いまして、2人とも職場復帰しております。

◎**大山委員** できれば、復帰の期間ですね、どのくらいで戻るのか。教職員と一般職を比べてどうかということをお伺いしたかったのです。

◎**溝口委員長** それでは、ここで職員の入れ替わりがあるようです。休憩いたしたいと思います。10時50分から再開いたします。どうもありがとうございました。

(休憩・10時40分～10時50分)

◎**溝口委員長** それでは、再開いたします。

---

#### □相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

◎**溝口委員長** 次に、日程10、議案第21号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**白井生涯学習部長** 議案第21号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、相模原市スポーツ推進審議会委員の増員に伴い、新任の委員を相模原市スポーツ推進審議会規則第2条第1項の規定に基づき委嘱いたしたく、提案するものでございます。

本件につきましては、昨年8月のスポーツ基本法の施行により、障害者スポーツやプロスポーツが新たに法の対象となったことを受けまして、当該審議会組織の充実を図るため、障害者団体や本市を拠点に活躍しているスポーツ団体などの推薦母体を追加することに伴い、現在の9名から、本年4月に15名の組織へと充実するものでございます。

それでは、新任の委員につきまして、ご説明させていただきます。議案書とあわせて、お手元の参考資料ナンバー10以降の方をご覧いただきたいと存じます。

小出庄作氏でございますが、関係団体の代表者として、相模原市障害児者福祉団体連絡協議会からご推薦をいただいております。現在、相模原市身体障害者連合会会長でございます。



続きまして、金川純子氏でございますが、総合型スポーツクラブの代表として、本市南区で活動している総合型地域スポーツクラブ「やんちやるジム」代表であります、金川氏にお願いするものでございます。なお、金川氏は、昨年9月まで教育委員を務めておられました。

続きまして、小西展臣氏でございますが、関係団体の代表として、今シーズンから関東サッカーリーグ1部での活躍が期待されております、SC相模原からご推薦をいただいております、現在、同社の常務取締役でございます。

続きまして、阿久根英昭氏でございますが、スポーツに関する学識経験者として、桜美林大学からご推薦をいただいております、現在、同大学の健康福祉学群の教授でございます。なお、阿久根氏は、昨年まで教育委員会点検評価の評価委員でございました。

続きまして、公募市民の2名でございますが、石井今朝太氏と高橋由香子氏でございますが、お二人につきましては、昨年12月から1カ月間、公募を行った結果、4名の応募があり、本年1月に開催されました公募委員選考委員会におきまして、作文の評価点数をもとに、本市のスポーツ推進についての考え方や意識、男女の比率等、総合的な観点で選考したものでございます。

スポーツ推進審議会の任期といたしましては、委嘱の日から2年でございます。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 このメンバーの構成で、公募の場合と、組織から、推薦母体から推薦いただくということがありますが、まず推薦をお願いする場合に、相模原市の教育委員会の考え方を添えてお願いしているのか、とにかくこういう方をお願いしたいとやっているのか。それが1点。

それから、もう1つですが、公募の方が2名おられますが、内容は作文だけで、面接とか、そういうものはなしと。その辺をもう少し詳しく教えていただければと思います。

以上2点です。

◎八木スポーツ課長 まず、推薦団体をお願いする内容でございますが、もちろん、教育委員会の考え方、そして、スポーツ課の考え方を含めまして、推薦団体の方をお願いしております。

あとのお話で、市民からの公募の関係でございますけれども、作文を出していただきまして、その中身としましては、スポーツに関することという形で作文を出しております。その審査ということでございますが、個々の面接というのは行っていない状況でございます。作文で審査をさせてもらっている状況でございます。

◎**小林委員** 考え方をお示しして、推薦をお願いしているということですが、その基本的な考え方というのはどういうことなのでしょうか。

○**八木スポーツ課長** このスポーツ推進審議会は条例規定がございますけれども、その中で、やはりスポーツ振興という形でございます。業務としましては、昨年3月に改正しましたスポーツ振興計画の中身、そしてまた、今回、ご提案させていただきますスポーツ団体の補助金等、こういう形の審査をお願いするという形で、具体的にお示しをお願いしているものでございます。

◎**溝口委員長** ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ありませんので、これより採決を行います。

議案第21号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ご異議ございませんので、議案第21号は可決されました。

---

#### □相模原市立図書館協議会委員の人事について

◎**溝口委員長** 次に、日程11、議案第22号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**白井生涯学習部長** 議案第22号、相模原市立図書館協議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

図書館協議会の委員につきましては、図書館法並びに相模原市立図書館条例の規定により、6名を委嘱いたしておりますが、このうち、学校教育の関係者としてお願いしておりました本多久美子委員から、任期の途中において辞職の申し出がございましたので、これを承認するものでございます。

なお、後任の委員につきましては、4月以降の教育委員会にお諮りさせていただきたい

と存じます。

また、さきの教育委員会において、図書館協議会の委員については、6人から10人以内に増員することについてご承認いただき、それに伴う条例改正が3月市議会において可決されましたことから、委員の増員及び任期満了に伴います新たな委員につきましては、7月の教育委員会にお諮りさせていただき予定でございます。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

本多委員以外の残りの5名の方は、継続の予定なのですか。

○小野図書館長 ほかの5名の方の任期につきましては、今年の8月28日まででございます。引き続き、継続してやっていただきます。

◎溝口委員長 ほかにご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第22号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第22号は可決されました。

---

#### □相模原市立公民館館長の人事について

◎溝口委員長 次に、日程12、議案第23号、相模原市立公民館館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第23号、相模原市立公民館館長の人事について、ご説明申し上げます。

本件は、社会教育法第28条の規定により、相模原市立公民館館長の任期満了に伴う後任館長の任命並びに任期途中において辞職を申し出た公民館長の辞職の承認及び後任館長の任命をいたしたく、ご提案するものでございます。

まず、平成24年4月30日をもちまして辞職の申し出をされた公民館長でございます

が、相武台公民館の平片勝美氏でございます。平片氏につきましては、これまで3期8年間にわたり、公民館長としてお務めいただきましたが、ご本人のご都合により、任期途中ではございますが、公民館長の職を辞したい旨の申し出があったものでございます。

続きまして、平成24年5月1日付で委嘱いたします公民館長について、ご説明させていただきます。今回初めて委嘱される方が7名、再委嘱の方が8名、合わせまして15名の方々でございます。いずれの方々も社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができる方であるということで、それぞれの公民館運営協議会よりご推薦いただきました。

なお、委嘱される方々の主な履歴につきましては、お手元の参考資料をあわせてご覧いただきたいと存じます。

まず、大沢公民館館長、萩原偉史氏、新規委嘱でございます。萩原氏は、大沢公民館運営協議会委員をされております。

上溝公民館館長、田中正志氏、再任2期目でございます。

橋本公民館館長、田中勝年氏、再任2期目でございます。

小山公民館館長、永富多美子氏、新規委嘱でございます。永富氏は、相模原市健康づくり普及員連絡会会長等をされております。

大野南公民館館長、井口義春氏、新規委嘱でございます。井口氏は、民生委員・児童委員等をされております。

新磯公民館館長、山口星司氏、再任3期目でございます。

麻溝公民館館長、桐戸初生氏、新規委嘱でございます。桐戸氏は、麻溝公民館の運営協議会委員や広報委員長をされております。

議案の2ページをご覧ください。

田名公民館館長、和田守弘氏、再任2期目でございます。

大野北公民館館長、座間千代子氏、再任2期目でございます。

大野中公民館館長、片桐雄三氏、新規委嘱でございます。片桐氏は、大野中地区青少年健全育成協議会副会長等をされております。

星が丘公民館館長、奥山憲雄氏、再任2期目でございます。

清新公民館館長、佐藤彰夫氏、新規委嘱でございます。佐藤氏は、清新地区自治会連合会会長等をされております。

中央公民館館長、徳田文夫氏、再任3期目でございます。

相模台公民館館長、山内靖弘氏、再任２期目でございます。

相武台公民館館長、小谷紘一郎氏は新規委嘱でございます。小谷氏は、相武台まちづくりセンター公民館大規模改修等検討委員会の委員長をされております。

以上でございます。

なお、公民館長の任期でございますが、委嘱の日から３年間ということで、平成２４年５月１日から平成２７年４月３０日までとなります。ただし、前館長の任期途中の辞職に伴って委嘱される、相武台公民館の小谷氏については、前館長の残任期間である平成２４年５月１日から平成２５年４月３０日までの１年間を委嘱させていただくこととなります。

以上、議案第２３号、相模原市立公民館館長の人事につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎大山委員 公民館長の任命というのは、推薦なのでしょうか。あるいは推薦母体というのがあるのでしょうか。

○大用生涯学習課長 公民館長の推薦につきましては、各地区にございます公民館運営協議会に教育委員会から推薦の依頼を出しまして、その推薦をいただいた者に教育委員会が任命するものでございます。

◎溝口委員長 年齢が非常に高齢の方もいらっしゃるようですけれども、健康状態とかについては本人に確認されているのですか。

○大用生涯学習課長 推薦に当たりましては、先ほど申し上げたように、１期３年というのが原則的な任期としてございます。その３年間、あるいは残任期間の任期をしっかりと全うできる方ということが基本的な条件として推薦のときにお示ししてございますので、各運営協議会からは、そのような条件について確認された上で推薦されているものと判断しております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第２３号、相模原市立公民館館長の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

---

□相模原市スポーツ推進委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程13、議案第24号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第24号、相模原市スポーツ推進委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市スポーツ推進委員は、本市のスポーツ推進のため、市民へのスポーツに関する助言・指導を職務とし、公民館の館長等の推薦を得て、2年の任期期間で市教育委員会が委嘱しております。

このたびの議案につきましては、平成23年度・平成24年度のスポーツ推進委員について、平成23年4月1日付で委嘱しているところでございますが、定数が253名のところ、241名の委嘱と、6地区で12名の方が欠員が生じております。

このうちの上鶴間公民館区の1名の欠員に対し、上鶴間公民館長より前野廣志氏を、大野南公民館区の1名の欠員に対し、大野南公民館長より高橋修二氏をご推薦いただきましたので、平成24年4月1日付で委嘱いたしたく、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、ご提案するものでございます。

なお、他のスポーツ推進委員の欠員につきましては、公民館等におきまして、引き続き、人選にご尽力をいただいているところでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第24号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

---

□平成24年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかわる諮問について

◎溝口委員長 次に、日程14、議案第25号、平成24年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第25号、平成24年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかわる諮問について、ご説明申し上げます。

社会教育関係団体に対し補助金を交付する場合には、社会教育法第13条の規定により、社会教育委員会議の意見を聴くこととなっております。このことから、平成24年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付につきまして、教育委員会から相模原市社会教育委員会議に対して諮問をさせていただくものでございます。

平成24年度の補助金交付対象は、表にありますとおり、3団体でございます。

まず、相模原市立小中学校PTA連絡協議会への補助金でございますが、平成24年度の補助金額は16万円でございます。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会への補助金でございますが、平成24年度の補助金額は9万2,000円でございます。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金でございますが、平成24年度の補助金額は3万円でございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 補助金額の昨年度比を教えてくださいませんか。

○大用生涯学習課長 補助金額につきましては、前年度と同額でございます。

◎小林委員 同じということですが、市の方針としては、何か減額の方針というのは出ていないのですか。

○大用生涯学習課長 補助金につきましては、基本的に市が補助金を交付するに当たって、しっかり審査した中で、補助対象事業が必要な額を予算計上するということになってございます。この3つの団体の補助対象事業につきましては、昨年度と同じ事業を予定しておりまして、これは補助に値する事業ということで審査させていただいて、同額ということ

でございます。

◎溝口委員長 P T A連絡協議会というので、小中のうち、まだ加入していないところがたしかあるのではないかと思うのですが、今、どんなふうな状況ですか。

○大用生涯学習課長 市立小中学校109校中、市P連未加入校が6校ございます。申し上げますと、内出中学校、青野原中学校、鳥屋中学校、青根中学校、青野原小学校、青根小学校でございます。

内出中につきましては、実はある程度広域のP T Aを束ねるブロックが、同じ中学校の中で小学校が2つのグループに分かれているという事情が以前ございました。今回、ブロックの再編制をしまして、小学校と中学校が同じブロックに入るような工夫をさせていただいた中で、今、勧誘を呼びかけている最中でございます。

あと、残りのものにつきましては、いわゆる旧津久井地域にある小中学校で、合併の経緯の中でなかなか加入の方が進んでいない状況でございますが、積極的に加入を呼びかけまして、実は鳥屋小学校が、今回、市P連の方に加入したということでございますので、今後も継続的に働きかけをいたしまして、市P連の方に参加していただこうと思っております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第25号、平成24年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかわる諮問についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

---

#### □平成24年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について

◎溝口委員長 次に、日程15、議案第26号、平成24年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第26号、平成24年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、スポーツ基本法第35条の規定に基づき、市スポーツ推進審議会



の意見を聴くことになっておりますので、ご提案するものでございます。

諮問する補助金交付団体は、表にありますとおり、11団体でございます。

まず、財団法人相模原市体育協会への補助金でございますが、平成24年度の補助金額は7,237万円でございまして、少年海外スポーツ交流事業、スポーツ指導者養成事業、体育協会加盟の33種目協会への助成などの事業に対する補助、事務室、事務機器の賃借料等への補助、財団法人相模原市体育協会へ派遣する市職員等の人件費の一部を補助するものでございます。なお、派遣職員の人件費については、1名減のため、昨年度より減額されております。また、協会固有職員の人件費につきましては、新規職員採用に伴い、増となっております。

次に、相模原市体育指導委員連絡協議会への補助金でございますが、平成24年度の補助金額は13万9,000円でございまして、スポーツ振興に関する啓発事業や研修会などの事業に対して補助するものでございます。

次に、城山体育振興協議会への補助金でございますが、補助金額は180万円でございまして、コミュニティスポーツ大会などの事業に対して補助するものでございます。

次に、津久井体育振興会連絡協議会への補助金でございますが、補助金額は120万円でございまして、加盟7団体への事業に対して補助するものでございます。

次に、相模湖社会体育振興会連絡協議会への補助金でございますが、補助金額は19万8,000円でございまして、ソフトバレーボール大会などの事業に対して補助するものでございます。

次に、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会への補助金でございますが、補助金額は142万5,000円でございまして、相模湖レガッタの実施に要する経費の補助をするものでございます。

次に、吉野スポーツ振興会への補助金でございますが、補助金額は5万4,000円でございまして、体育祭などの事業に対して補助するものでございます。

次に、小淵地区スポーツ振興会への補助金でございますが、補助金額は4万9,000円でございまして、ハイキングなどの事業に対して補助するものでございます。

次に、沢井スポーツ振興会への補助金でございますが、補助金額は3万6,000円でございまして、マレットゴルフ大会などの事業に対して補助するものでございます。

次に、名倉スポーツ振興会への補助金でございますが、補助金額は5万4,000円でございまして、バトミントン大会などの事業に対して補助するものでございます。

次に、牧野地域スポーツ振興会への補助金でございますが、補助金額は5万4,000円でございます、ゲートボール大会などの事業に対して補助するものでございます。

以上、議案第26号、平成24年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 関係資料のところで伺います。被交付団体によって、「市の方針（一律13%削減する方針）のため減」というのと、それが適用されていない団体、要するに差異のない団体がありますが、そういうことが生じた背景について、ご説明をお願いしたいと思います。

○八木スポーツ課長 基本的に13%の減ということでございますけれども、各団体のいろいろ地元の事情等がございますので、そこの調整の中で、こういう結果になったということでございます。基本的には13%の削減という形は各団体には協議しているものでございます。

◎小林委員 原則ということですか。

○八木スポーツ課長 はい、原則という形でやらせてもらっております。

◎大山委員 特に緑区で大分小規模のスポーツ振興会が幾つかあって、1つ、ボートに関しては、相模湖で行う事業ということで理解ができるのですが、この辺が組織化されない背景だとか、もう少しままとすると、目的とか、その辺がしっかり出せるのではないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

○八木スポーツ課長 特に個々の振興会というのは、旧藤野町のところで5団体ございます。合併前は10の振興会があったということでございますが、合併当時も協議会の設立という形で投げかけておるのですが、現在は5団体ということでございます。引き続いて、投げかけをしているのですが、補助金の関係で協議会を設けることというのが、そこだけというのがなかなか、もともとの流れがございますので、それだけというのは新たにできないということでございます。

ただ、やはりまとまったものという形になると、方針等も一本化されますので、引き続いて、その投げかけは行ってまいりたいと考えております。

◎溝口委員長 この藤野地区の5団体については、合併した後からずっと教育委員会の定例

会に出ていると思うのです。やはり一般の人から見ても、何故、藤野地区がこういうふうに分かれているのかというのは疑問に思う点だと思うのです。これは合併のときからですから、もうかなり年数が経っていますよね。それについても依然としてこれが解決されないままというのは、一般市民の方から見ても何故かなと思うのですけれども。先ほど、努力されていらっしゃるということですから、今後、どうですか、1つになりそうなのですか。

○八木スポーツ課長 正直言って、見通しはついていない状態でございます。ここにありますように、5つの振興会で、例えば吉野、小淵とか、それぞれ旧町の時代の各地区という形で、ほかのところも各地区のところ分散はしているのですけれども、協議会を立ててまとまっているという状況で、もともとがそういう形でありましたので、正直言って、多分地元としては今さらまとめて協議会をつくってもという形がもともとあるのではないかなと思うのですが、それにしても、そういう形で、やはり協議会というのはまとまりが必要かなという感じがしますので、努力はしていきたいと思っています。

◎溝口委員長 ぜひ努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第26号、平成24年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

それでは、事務局から報告事項があるようです。

はじめに、文化財保護課からよろしくお願いいたします。

○齋藤文化財保護課総括副主幹 資料等はありませんが、前回、2月の定例会におきまして、市指定文化財として、田名塩田遺跡群出土黒曜石原石など、4件の指定を文化財保護審議会に諮問することにつきまして、ご決定いただきました。

3月5日に開催されました文化財保護審議会に諮問いたしましたところ、指定につきましては妥当であるとの答申をいただきましたので、ご報告いたします。

なお、この答申を受けまして、4月1日付で相模原市指定文化財として4件を新たに指

定し、その旨を告示する予定でございます。

以上です。

◎溝口委員長 たしか、前回、審議会にかけるというようなお話があったわけですね。

○齋藤文化財保護課総括副主幹 はい、させていただきました。

◎溝口委員長 その決定があったということですね。

それでは、続いて、総合学習センター、よろしく願いいたします。

○鈴木総合学習センター所長 小中学校用副読本の発行について、ご報告させていただきます。

副読本は2種類ございます。1つは、性教育の家庭用副読本で、もう1つは、情報モラルハンドブックでございます。

まず、性教育の家庭用副読本でございますが、平成5年から、小学校入学時の保護者全家庭に配布しておりました。それ以降、部分改訂をして、毎年配布しておりましたが、平成22年度に全面改訂の作業に入り、完成したものを平成24年度に発行するものでございます。

また、これまでは新1年生の保護者に配布しておりましたが、子どもたちの成長を考え、4年生の全家庭に配布することといたしました。中学生の保護者は、これまでの家庭用副読本を持っていますが、性教育については家庭での役割が大きいことから、今回改訂したもののダイジェスト版を中学1年生の全家庭に配布することといたしました。3年経ちますと、4年生で配布した改訂版が中学生の全家庭に配布されることとなりますので、3年後は、ダイジェスト版の配布については、小学校新1年生の全家庭に配布する計画であります。

次に、情報モラルハンドブックについてでございます。携帯電話やパソコンの普及により、友達同士のメールのやりとりや音楽の著作権に関する問題が心配されておりますが、日々新しい機器が出ることにより、問題も多様化しております。

そこで、文部科学省は、学校教育の中で情報モラルについて指導することを新学習指導要領の中で示しました。しかし、教科書がないことから、学校現場からは指導することが難しいという声がありますので、平成23年度に検討会を立ち上げ、新たな内容で情報安全モラルハンドブックを作成しております。少しでも早く参考資料を学校へ配布した方がよいと考え、今年度作成した小学校5年生と中学校1年生の資料は、今年の4月に配布する予定でございます。他の学年につきましては、来年度中に作成し、全校に40部ずつ配

布する予定でございます。

また、それらの教材は、動画等の資料も作成しておりますので、市内全校に導入しました大型テレビで活用することができるようになっております。

◎溝口委員長 これにつきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

例えばこの「さわやか」という冊子、それから、こちらの方の情報モラルハンドブック、これは学校ではどういうふうに生かすのでしょうか。どの時間にどういうふうに生かすように依頼するのでしょうか。

○鈴木総合学習センター所長 性教育につきましては、これは実は家庭用の副読本ですので、学校教育課の方で作成しているものは学校で活用されております。性教育につきましては、年3時間ほど指導するような形に学校ではなっております。

また、情報モラルにつきましては、道徳を中心にしまして、全教科領域等で、価値観だと思っておりますが、情報機器にかかわらず、モラルの学習ということで取り組んでおります。

◎溝口委員長 モラルの学習というのは、総合的な学習の時間とか、そういうものでやるのですか。それとも、どこか、特活とか何か。

○鈴木総合学習センター所長 中心になるのは、道徳の時間かと思えます。道徳の時間、あと学級指導になるかと思えます。

◎大山委員 「さわやか」という副読本なのですが、配布の時期をもう1回確認したいのですが、終わりの方に小学校1年生、小学校4年生、あと中学1年というような記述があるのですが、その3回行っているのでしょうか。

○鈴木総合学習センター所長 今年度完成したものを、これまでは小学校1年生の保護者に、全家庭に配布していたのですが、内容、それから、子どもたちの成長を考えて、4年生にした方がいいのではないかということで、来年度からは4年生の全家庭に配布いたします。

検討会の中で、実は今、中学生でもいろいろ問題があるということで、今回改訂したもののダイジェスト版をぜひ中学1年生にも配布してほしいということですので、その計画でおります。

◎大山委員 今、特に女の子ですよね、思春期の始まりというのが、日本人だけではなくて、全世界でそうなんですけれども、早い子だと小学校3年生ごろからだんだんそういったあれになってくるということでもって、やはり対応については少しでも早い時期に親御さんも対応できるようにしたいということで、今言われたように、小学校4年生でもちょっと遅いのではないかなという気がするのですが、4年生での配布というのは妥当ではないか

と思います。

○鈴木総合学習センター所長 今回の冊子につきましては、学習センターのホームページからダウンロードすることができるようになっております。

また、学校教育課の方では、全学年に応じた指導をすることになっておりますので、あくまでも今回は家庭用ということで参考にしていただければというふうに思っております。

今の委員のお話を受けまして、家庭に配布するものにつきましてはまた検討してまいりたいと思います。

◎溝口委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、この件は、これでよろしいということでございます。

続いて、スポーツ課、よろしくお願いいたします。

○八木スポーツ課長 財団法人相模原市体育協会の公益財団法人への移行についてでございます。

この資料にございますように、平成12年、行政改革大綱から始まりまして、国の方の公益法人制度改革を進める中で、平成20年12月1日から平成25年11月末までの5年間の間で、この財団法人については一般的なか公益なのかという判断をしろという形になっております。

それに基づきまして、体育協会の方での移行ですが、公益財団法人への移行に取り組みました。その申請を行いまして、資料の2のところがございます、体育協会の移行のことでございます。そういう形の中で取り組みまして、平成24年3月19日に、県知事の方から公益財団法人の移行の認定を受けているものでございます。

実際の移行でございますが、3のところがございます。平成24年4月1日からということでございます。名称としましては、公益財団法人相模原市体育協会ということで認定するものでございます。認定後の名称という形でございます。代表者として、森田之雄、現会長という形になります。

それから、公益目的事業でございます。これは公益になる前に、なるというか、その申請の中で、公益事業を50%確保しろということでございます。その内容としましては、ここにありますように、市民の体育・スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成、活力ある社会の実現に寄与することを目的とするという形で、これを進めるという形で申請しております。

このメリットでございますが、公益法人になりますと、社会的信用があるということと、あと、税制面での優遇を受けるということと、また、寄附等を受けやすいということ、その3点がございます。

一番下に、市の外郭団体の移行状況が3つございます。都市整備公社、市民文化財団、みどりの協会、これは既に受けているという状況でございます。

◎溝口委員長 この件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次に、教育委員の皆さんから、最近、教育委員として活動したことについて、報告を受けたいと思います。

最初に、大山委員が若松小学校の卒業式においでになっておりますので、ちょっとその概要を説明していただけますか。

◎大山委員 3月22日の木曜日、相模原市立若松小学校の第29回卒業証書授与式に出席してまいりました。朝、晴れてはいたのですが、底冷えする天気で、10時から体育館で行われまして、非常に粛々で行われたということでございます。大体の時間的経過は1時間半ぐらいということで、一番の圧巻はやはり卒業証書の授与ということでございます。70名弱の2クラスの卒業生でございました。

あとは、私自身の個人的な感想でございますが、自身の子どものときには、当時の鹿島台小学校の卒業式ということで出席し、それからもうかなりの年月日が経過しておって、非常に印象に深かったのは、随分、卒業式というのがさま変わりしたということでございます。校医を長年、もう20年近くやっておるのですが、卒業式、入学式の案内が、来ることもあるのですが、教頭さんによってはそういった通知も来ないという事情がございまして、今まではほとんど出席できなかったという経過でございます。私はもう何年ぶりかに出席しまして、今の卒業式というのはこういう卒業式かと、改めて感慨を持ちました。

あと、一番印象的でございましたのが、一番最後の卒業生と在校生との交換ということで、全員で歌を交換いたしまして、それでお互いに誓うということを宣言したということでございまして、非常にいい、新しい形での卒業証書授与式に出席できまして、よかったと思っております。

◎溝口委員長 どうもご苦労さまでした。

今、大山委員の方からありました、校医さんへの卒業式の招待状というのは、学校にお

任せしているのですか。それとも、教頭さんにお任せになってしまっているのですか。

◎**大山委員** 以前にも苦言を呈したことがあるのですが、やはり運動会の通知、卒業式、入学式の通知というのが必ずしも来ないのです。ですから、あれは校医として、そういう通知を見た上で、どうしてもこれに出席できないという場合には、私の場合には電報等を送ってお祝いしたという経過がございますが、人事の交代で代わりますと、全く来ないと。それから、一言、養護の先生を經由して言いますと、また復活するとか、そういうことでございます。ちょっと寂しいところかなと思います。

○**小泉学校教育部長** 経験から申し上げるのですけれども、基本的には各学校の判断の中で行われているかと思えます。

それで、人が代わると、ということの件に関しましては、基本的には前年度を踏襲した中で、一覧表等を用意した中で地域の方々にお配りするという形をとっておりますので、そこで途切れたのは、理由がちょっとわからないところもあるのですけれども。

そんな形で、各学校、学校を開くという意味もございますし、また、日ごろお世話になっているということもございますので、できるだけたくさんの方に参加していただいて、子どもたちの卒業の門出を祝っていただくということで行っているものと承知しております。

◎**溝口委員長** 校医さんは、特に学校の生徒の様子を見るという意味でも、もし時間があれば、学校にいらっしゃっていただいた方がよろしいのではないかと思うのですけれども。ですから、校長先生なり、教頭先生なりに機会を設けて、校医さんのところへは特に依頼状を出すような形にしたら、いかがなのでしょう。

◎**大山委員** 個人的な感想なのですが、人事でもって新しく教頭さん、校長先生がお代わりになる。ある校長先生は、教頭さんと一緒に私の勤務先に来て、ごあいさつをされる。あるときには、あら、校長さん代わったの、教頭さん代わったのというときもある。何かその辺が、やはり校医さんも学校の中にいるのだよという、存在は私自身示したいし、相模原市内、いろいろな先生方が学校医として活躍されていると思うので。

あとは、もう1つは、学校保健会の開催とか、その辺にも関係してくると思うのです。いわゆる子どもたちの健康を守るという校医の立場から、もう少しその辺に配慮していただくとうろしいのかなと思っております。

○**小泉学校教育部長** 機会をとらえて、またお話をさせていただきたいと思えます。

◎**岡本教育長** 校医さんに限らず、交通安全の見守り隊や何かの人たちにも丁寧に声をかけ



ている学校もありますし、卒業式や何かは、できるだけ地域の人たちに声をかけるように、校長先生方にまた言いましょうよ。

◎溝口委員長 よろしく願いいたします。

それでは、次に、小林委員は、鳥屋中、川尻小、内郷小の方の卒業式にいらっしゃっておりますので、よろしく願いいたします。

◎小林委員 3校共通で、今、話題が出ました、来賓の件ですが、大体共通しております、自治会、それから、幼稚園、子どもセンターの館長さんとか、交通安全ボランティアの方、見守りボランティアですか、それから、主任児童委員さん、青少年相談員さん、こども育成会、それから、近隣の小学校であれば中学校の校長先生とか、それが大体のメンバーです。ある学校によっては市議会議員の議員さんもお見えになっているのが、私の出席した各学校のご来賓の方々、呼び出した方々の様子でございます。

まず、鳥屋中学校ですが、今年は第65回、2,140名の卒業生を出しておりました。今年は67名中21名が3年生で、ここは男子16名、女子5名という、男女バランスが非常にかけ離れた学校でございました。

ここの特徴は、いつもどおりの卒業式ではあるのですが、終わって、引き続き、生徒会主催による3年生を送る会がセットされているのです。それにも保護者、あるいは来賓、地域の方々が同じように参加してまして、21名という人数枠だからできるのかもしれませんが、一人ひとりを大きくスライドに映し出しまして、在校生がだれだれさんはこういう人だったとか、人となりや部活動や文化活動の様子をお話しして送り届けたと、そんな様子がありました。

それから、もう1つは、私は初めて見たのですが、ちょうどこのテーブルの倍近くあります、担任の顔写真が、2万枚の写真で顔ができています。これを先生にプレゼントするのだと言って、いわゆる先生や地域や先輩の方々に非常に感謝する姿がくっきりと浮き出た卒業式でございました。これが鳥屋中です。

川尻小は、もう139回目の卒業式です。7,964名。今年、卒業生が641名中124名でございました。

普通、体育館等が会場の場合、入り口から入ってくるのですが、この学校はいきなり舞台の壇上から出てくるのです。それで、正面に立って、参加者に対して一言あいさつをしてから座席へつくというスタイルが際立っていました。子どもたちをできる限り表へ出していくのだという姿勢が見られた卒業式でした。非常に厳粛で、緊張感があふれた卒業式

と思っております。

それから、内郷小学校ですが、これも120年ぐらい経っていると思います。3,427名を輩出しておりますが、今年は34名の卒業生です。

非常に気になっていまして、冊子に教育長さんと市長さんと議長さんのあいさつ文が載っているのです。どうするのかなと思っていまして、ここでは教育委員会告示という欄がありまして、そこできちんと紹介してました。教育長さんの文章を紹介してました。こういう形でちゃんと位置付けて紹介している学校はなかなか珍しくて、単なる司会がここにありますがというだけで終わっていますけれども、そういうやり方をしておりました。

それで、この場合、卒業証書をいただいて、壇上で中学校生活に向けてということで、約30秒ぐらいですか、一人ひとりがメッセージを参加者に投げかけておりました。そして、その後、校長先生の式辞の内容が、君たちは6年間で1,195日、この内郷小学校へ通ってきたのだと。34名の一人ひとりに対して非常にしっかりと語りかけて、あいさつしておりました。これはもう会場がしんと静まり返って、子どもたちへ校長先生の目が行くたびにぼろぼろと涙が出る姿が見られました。非常にすてきな校長先生の式辞だったなと思っております。

総じて、卒業式に行っていまして、一番いいのは、地域の方々と教育委員がコミュニケーションできるということです。これは非常によかったなと思っております。それから、教育というのは、本当に極めて高い感性が必要不可欠な仕事なのだという感じを思いましたし、教育の力の大きさを再認識いたしました。そして、いかにどんなに言い訳したって、子どもがしっかり育っていなければ、それはもう大人の責任なのだという感じをよく受けました。子どもたちがしっかり伸びている姿に感謝して、卒業式に行っていきました。

以上でございます。

◎溝口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、私は2月の定例会で、時間の関係で積み残したものがありますので、先にこちらの方から説明させていただきます。

行ったのは、横浜山手中華学校という学校でございます。JRの石川町駅から道を挟んで反対側にある学校です。1月25日、水曜日に、10時から12時の予定で参りました。教育委員会としては、私と小林委員、それから、事務局の井上さんの3名。あとは市立富士見小学校の校長先生の天野和広先生、それから、上鶴間小学校の長崎麻由美先生、それに富士見小学校の文化広報委員というのでしょうか、PTAですね、この方々は約30名

で参加いたしました。

最初に校内を見たのですが、1年生が音楽の授業をやっているところを見させてもらいました。日本の子どももいたようですが、元気に中国語で歌っておりました。教室を出るときに、小さいお子さんが手を振って、別れを惜しんでいただきました。壁に絵日記ふうのものが飾ってあって、ほとんどが中国語でしたけれども、中には日本語で書いたものもありました。ですから、日本のお子さんは、日本語でそういう絵日記を書くのも許されているということのようです。図書室にお伺いしましたところ、中国語の本の中に、日本語の本も多数ありました。この学校は6階に体育館があるのです。津波や地震、そのときの避難所になっているということで、6階ですから、かなり高い波が来ても大丈夫のように設計したということです。

校長先生は潘民生という方なのですが、「潘」という字は「さんずいへん」に「ぼん」、1番、2番、3番の「番」という字を書く、潘民生という校長先生でした。この校長先生から説明を受けたのですが、現在の生徒数は547人、幼稚園が98人、小中生が449人、中学生が101人で、小学生が348人ということでした。ただ、入りたくて待っている人が60人近くいるそうです。学校が赤字経営のために、入学させられないという状況だそうです。そして、相模原市からも通っているお子さんがいるそうです。両親とも日本人の生徒は5%いるそうです。教職員は29%が日本人だそうです。

そして、この学校は各種学校扱いなのです。したがって、学校教育法の83条に該当している。この83条というのは、「学校教育に類する教育を行うもの」ということで、教科書が文部科学省から支給されない。だから、教科書は買っているそうです。そういうところがちょっと、私どもが聞いて、驚いた次第でございます。

2008年5月9日ですか、2008年といいますから、6年ぐらい前になりますけれども、胡錦濤国家主席が訪問においでになったということでございます。

潘校長先生は非常にエネルギッシュで、熱意があって、我々は敬意を表したいくらいの校長先生でいらっしゃいました。

視察が終わった後、中華街でPTAの方々と昼食をとりました。PTAの方々といろいろ談笑しながら、学校の様子とか、今日の参観の感想等を述べ合って、大変有意義な一日だったと思いました。

以上が、横浜山手中華学校の視察でございます。

あと、卒業式は、相模台中学校が3月9日、それから、青野原小学校が3月11日、藤

野小学校が3月22日でした。1校だけ説明させていただきます。

これは青野原小学校の卒業生の写真でございます。こういうふうにして、校長先生が送ってきてくれたのです。卒業生は15名です。その15名の卒業式があったのですが、何故、私が青野原小学校へ行ったかという、1つは、昨年だったでしょうか、一昨年だったでしょうか、小中一貫教育の研究授業があったのです。そのときに、この生徒たちが5年生だったのです。授業をやっておりました。その生徒たちが卒業するというので、私もぜひ行ってみたいということで行った次第でございます。もう1つは、ここの望月寛校長先生がこの3月31日で退職ということで、御礼方々と思って選びました。最後にもう1つは、前回の研究発表のときに、教育長さんと一緒にお伺いしたのですけれども、11月だったもので、前の山が紅葉していて、非常にきれいだったのです。そこで教育長さんと写真を撮ったのです。その思い出があったもので、ぜひ行ってみたいということで、青野原小学校を選ばせていただきました。

この学校は15名の卒業生でしたけれども、この6年生はNHKの音楽コンクールに出場したそうです。それぐらいに歌がうまいのです。卒業生の歌を歌いましたけれども、非常に上手でした。近くにいて聞きほれるぐらいに上手に歌っておりました。特にボーイソプラノの子が2、3人おまして、その子どもたちの歌がすばらしかったです。そういうことが非常に印象的でした。

それから、人数も少ないせいか、最後に、真ん中に段を置まして、そこに卒業生が一人ひとり上りまして、先生方と在校生の方を向いて、自分の将来への思いとか、今までの経験した中で印象的だったものを一人ひとり述べるのです。そういうことで、将来の希望なんかもしっかりしておまして、非常に心強く思った次第でございます。

やはり青野原というところは、道志川を挟んで、前が石老山、後ろに焼山というのでしょうか、それと丹沢連峰がずっと連なっている、山と川の学校ということで、故郷を大事にしてこれからも育ててほしいというふうなことを望月校長先生がおっしゃっておりました。山の中の学校ですけれども、非常に一人ひとりを大切にされた教育がなされているなどという感じがいたしました。

以上、青野原小学校だけの紹介ですけれども、紹介させていただきました。

この件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ほかの委員さんから何かほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、最後に次回の会議予定でございますが、4月19日、木曜日、午後2時30分から、当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は4月19日、木曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

---

口閉 会

午前11時56分 閉会